

1 事案概要

2 事案の問題点

- (1) 買取品に不正品の疑いがあることを認識しながら、店長及び店員が警察官への申告を怠ったこと
- (2) 保護者の同意の確認が不十分であったこと
- (3) 不正品の疑いがあると認識した場合の適切な対応に係る教育がなされていないこと

3 警察庁における対応策

- (1) 業界団体に対する適切な対応の指導
書籍、CD・DVD、ゲームソフト等を取り扱う古物商の業界団体に対し、盗品流入防止のための取組強化について要請するとともに、都道府県警察を通じて、全国の古物商に対し、不正品発見のための取組の強化と発見時の適切な対応を指導。
- (2) 業界団体の取組みの強化に対する支援
業界団体による古物取引に関するマニュアル作成や認定試験制度の創設を支援するとともに、古物商に課せられた各種の義務に関する講習会等の開催に協力する。

○ インターネット上で起こる犯罪に対する考え方について
95.9%の人がインターネット上で悪いことをした者は「厳罰」又は「相応の処罰」を与えるべきと回答。

6 頁

○ 不正アクセス行為の罰則の在り方について
88.0%の人が現在よりも「もっと重くすべき」又は「ある程度重くすべき」と回答。

4 頁

○ 「フィッシング」の処罰化について
偽のホームページ等にID・パスワードを入力させてだまし取る行為「フィッシング」が処罰の対象になっていないことについて、95.0%の人が「厳罰」又は「相応の処罰」を与えるべきと回答。

○ 不正アクセス禁止法の改正時期について
法定刑の引き上げやフィッシング行為の禁止・処罰の法改正の時期について、90.1%の人が「直ちに」又は「可能な限り速やかに」行うべきと回答。

5 頁

3 対応

(1) 平成23年6月に設置した「官民意見集約委員会(官民ボード)」において、同年末までに、「不正アクセス防止対策に関する行動計画」を策定する予定である。

(2) 法定刑の引上げ、フィッシング等によるID・パスワードの不正取得の犯罪化等を内容とする不正アクセス禁止法の改正法案の次期通常国会提出に向け、検討中である。

公安委員会

説明資料No. 3

三郷市鷹野地内における女子
中学生被害の通り魔殺人未遂
事件の検挙について（埼玉県警察）

平成23年12月8日

捜査第一課

1 被害者

住居 埼玉県三郷市

A (15歳)

2 被疑者

住居 埼玉県三郷市

B (16歳)

※ 逮捕日 平成23年12月5日（月）

逮捕種別 通常逮捕

逮捕罪名 殺人未遂

3 事案概要

被疑者は、平成23年11月18日17時40分ころ、埼玉県三郷市内の路上において、徒歩通行中の被害者に対し、殺意を持って右下顎部を所携の刃物で突き刺したが、同女に全治2週間程度を要する傷害を負わせるに止まりその目的を遂げなかったもの。

4 逮捕経過

現場付近の聞き込み捜査から浮上した不審者を職務質問したところ、刃物等を携帯していたことから、まず、銃砲刀剣類所持等取締法違反として現行犯逮捕し、引き続きの取調べにおいて本件も自供、併せて殺人未遂で通常逮捕したもの。

1 強化推進期間中の認知・検挙状況（手集計）

(1) 認知状況

認知件数(件)	10月:11月	7~9月・月平均	10月と左記月平均との比較	11月と左記月平均との比較
振り込み詐欺	620 : 468	572	+48(+ 8.4%)	-104(-18.2%)
うちオレオレ詐欺	454 : 348	425	+29(+ 6.8%)	- 77(-18.1%)
振り込み詐欺以外	110 : 81	100	+10(+10.0%)	- 19(-19.0%)

被害総額(億円)	10月:11月	7~9月・月平均	10月と左記月平均との比較	11月と左記月平均との比較
振り込み詐欺	12.6 : 8.2	10.4	+2.2(+21.2%)	-2.2(-21.2%)
うちオレオレ詐欺	10.7 : 6.9	8.4	+2.3(+27.4%)	-1.5(-17.9%)
振り込み詐欺以外	9.0 : 5.3	7.5	+1.5(+20.0%)	-2.2(-29.3%)

(注) キャッシュカードを直接受け取る手口のオレオレ詐欺におけるATMからの引出額は含まない。

(2) 検挙状況

検挙人員(人)	10月:11月	7~9月・月平均	10月と左記月平均との比較	11月と左記月平均との比較
振り込み詐欺	112 : 117	53	+59(+111.3%)	+ 64(+120.8%)
うちオレオレ詐欺	86 : 87	39	+47(+120.5%)	+ 48(+123.1%)
振り込み詐欺以外	19 : 25	5	+14(+280.0%)	+ 20(+400.0%)

2 強化推進期間中の主な取組

(1) 取締活動

実体のない会社の社債販売を装って高齢者から現金をだまし取っていた詐欺グループ等の拠点急襲により、だまし役（架け子）等の被疑者34人を一斉検挙（警視庁等、2事件）したほか、「だまされた振り作戦」に基づく現場設定捜査等の初動捜査により、オレオレ詐欺の詐欺金受取役（受け子）等の被疑者55人を検挙。

また、特殊詐欺を助長する犯罪（口座・携帯電話詐欺、通帳・携帯電話の不正譲渡等）の被疑者713人を検挙。

(2) 予防活動

強化推進期間中の金融機関等による振り込み詐欺の被害阻止件数は288件で、阻止率（注）は26.7%となっており、本年7~9月の月平均阻止率（18.2%）と比べ8.5ポイント上昇した。

また、金融機関との連携による全国一斉の「声掛け訓練」（10月13日）及び「ATM利用限度額引下げキャンペーン」（10月14日）を実施したほか、高齢者の子や孫世代を通じた広報啓発、留守電機能の活用による被害予防の働き掛け等を全国で展開した。

(注) 阻止率とは、対象期間中の認知件数(既遂)と被害阻止件数の和に占める被害阻止件数の割合をいう。

3 今後の取組

振り込み詐欺撲滅の最大の阻害要因となっているオレオレ詐欺の増加傾向を抑え込むとともに、未公開株詐欺等の被害拡大を防止するため、

- 被害の抑止に資する取締活動の徹底
- 官民一体となった被害予防対策の継続的推進
- 犯行ツール対策の継続的推進

を柱とした対策を強力に推進していく。

公安委員会 説明資料No. 5	警察指紋制度創設100周年記念式典 の開催について	平成23年12月8日 犯罪鑑識官
----------------------------------	-------------------------------------	---------------------

1 趣旨

警察における指紋制度は、明治44年（1911年）4月1日から開始され、平成23年4月1日をもって100年を迎えたことから、これを記念して、警視庁の協力の下、警察指紋制度創設100周年記念式典を開催する。

2 開催日・開催場所

平成23年12月12日（月）午後5時～午後6時
 グランドアーク半蔵門3階「華」の間

3 出席者（約280名）

- 国家公安委員会関係
 国家公安委員会委員長、国家公安委員会委員
- 警察庁関係
 警察庁長官、次長、官房長、各局（部）長等
- 警視庁関係
 警視総監、副総監、刑事部長等
- OB関係
 歴代刑事局長、歴代審議官（刑事局担当）、歴代犯罪鑑識官（鑑識課長）等
- 他官庁関係
 厚生労働省麻薬取締関係課長、防衛省陸海空関係科長

4 式典の内容

- 国歌斉唱
- 式辞（国家公安委員会委員長）
- 内閣総理大臣メッセージ
- 祝辞（警察庁長官、警視総監、歴代幹部代表野田健氏）
- 警察庁長官賞の授与
 （警視庁、大阪府警察本部、福岡県警察本部各鑑識課）
- 指紋業務の回顧（元指紋センター所長月村崇氏）
- コリンフォールズ氏からのメッセージDVD放映
- 指紋制度の変遷DVD放映

1 開催目的

(1) 東アジア地域組織犯罪対策代表者会議(企画分析課担当)

東アジア各国・地域の組織犯罪対策を担当する幹部等を招へい・参加要請し、国際犯罪組織の実態解明と、関係治安機関の更なる連携の強化に資することを目的として開催するものであり、今回で8回目を迎える。

(2) 東アジア地域犯罪組織コンタクトポイントセミナー(国際捜査管理官担当)

東アジア各国・地域の犯罪組織コンタクトポイントオフィサーの相互理解を深め、事案発生時における連携の在り方について意識を共有することを目的に、初めて開催するものである。

※ 東アジア地域犯罪組織コンタクトポイントオフィサーは、国際組織犯罪について、関係国・地域が各種捜査資料・情報を迅速に交換・共有し、共同オペレーションをリアルタイムに実施するため、捜査責任者のみならず、捜査担当者間の緊急連絡体制を確立することを目的として、本年設置したものである。

2 開催日程

(1) 代表者会議・コンタクトポイントセミナー(於:三田共用会議所)

12月13日(火)、14日(水)

(2) 視察(横浜市内)

12月15日(木)

3 会議のテーマ

犯罪のグローバル化への対応と犯罪インフラ対策

4 海外からの参加予定国・地域

(1) 東アジア地域組織犯罪対策代表者会議(50名程度)

ア 香港、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
(7か国・地域)

イ その他、在京大使館(中国、韓国、ロシア等)、海外治安機関から参加予定

(2) 東アジア地域犯罪組織コンタクトポイントセミナー(20名程度)

ブルネイ、カンボジア、中国、香港、マカオ、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム(12か国・地域)

5 警察庁参加者

組織犯罪対策部長、組織犯罪対策部内各所属長、組織犯罪対策部内各課(官)担当者等

1 経緯

- 7月16日 東京都が日本オリンピック委員会(JOC)に立候補を表明
JOC臨時理事会で東京都を国内立候補都市とする旨決定
- 8月30日 JOCから国際オリンピック委員会(IOC)に東京都の立候補通知
- 11月11日 関係副大臣・政務官会議開催(交通局長出席)
- 28日 招致委員会評議会開催
(会長:都知事、最高顧問:内閣総理大臣
特別顧問:国家公安委員会委員長を含む全閣僚等)

2 今後のスケジュール

平成24年(「立候補都市」選出)

- 2月15日 招致委員会からIOCに申請ファイル等を提出
- 5月 IOC理事会において「立候補都市」を選出

平成25年(「開催都市」決定)

- 1月7日 立候補ファイル・政府保証書を提出
- 3～4月 IOC評価委員会による「立候補都市」訪問・調査
- 9月7日 IOC総会において「開催都市」決定

3 当庁とのかかわり

- 来年2月提出予定の申請ファイル案について調整中
当庁関連項目:輸送、セキュリティ、通関等
- セキュリティについて政府保証書が必要となる見込み

(参考) 立候補を申請している都市(6都市)

- バクー(アゼルバイジャン共和国)
- ドーハ(カタール)
- イスタンブール(トルコ共和国)
- マドリード(スペイン)
- ローマ(イタリア)
- 東京(日本)

大阪府警察、愛知県警察、兵庫県警察合同捜査本部及び福岡県警察は、北朝鮮に貨物を不正に輸出した疑いで、12月1日、それぞれ以下のとおり被疑者を通常逮捕した。

1 大阪府警察、愛知県警察、兵庫県警察合同捜査本部

(1) 被疑者

- A : (63歳)
B : (61歳)
C : (62歳)

(2) 逮捕罪名

外国為替及び外国貿易法違反（無承認輸出）
関税法違反（虚偽申告輸出）

(3) 事案の概要

被疑者らは、共謀の上、平成21年6月18日から北朝鮮向けの全ての貨物の輸出が禁止されているにもかかわらず、

- 第1 平成21年12月21日、みかん等の貨物（輸出申告価格合計645万3,630円）
第2 平成22年2月14日、ファンデーション等の貨物（輸出申告価格合計391万2,608円）
第3 平成22年4月18日、ファンデーション等の貨物（輸出申告価格合計721万5,489円）
第4 平成22年5月23日、肌着等の貨物（輸出申告価格合計711万9,497円）

を、同貨物の最終仕向地が中国・大連である旨の虚偽の申告をした上、経済産業大臣の輸出承認を受けることなく、大阪南港から中国・大連を経由して北朝鮮に輸出したものである。

2 福岡県警察

(1) 被疑者

(64歳)

(2) 逮捕罪名

外国為替及び外国貿易法違反（無承認輸出）

(3) 事案の概要

被疑者は、平成18年11月15日から北朝鮮向けの奢侈品の輸出が禁止されているにもかかわらず、平成20年12月25日、たばこ10,000本（輸出申告価格165,000円）及び清酒12本（輸出申告価格18,000円）を、経済産業大臣の承認を受けることなく、門司港から中国・大連を経由して北朝鮮に輸出したものである。

3 参考

第三国を経由した北朝鮮への迂回輸出入等の防止については、昨年5月28日の閣議において、関係省庁間の連携を一層緊密にし、更に厳格に対応するよう総理から指示があったところであるが、本件は、同指示以降検挙された北朝鮮向け迂回輸出入事件としては10件目及び11件目となる。

1 経緯

- 内閣府は、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」（座長：河田関西大学教授）の最終報告を踏まえ、提言内容を具体化するため、防災基本計画の修正案を作成。
- 同修正案は11月28日、中央防災会議の専門調査会である「防災対策推進検討会議」（委員：国家公安委員会委員長等）に報告。
- 12月中に開催予定の中央防災会議において協議され、修正が決定される見通し。

2 修正の概要

(1) 「津波災害対策編」の新設

これまで「震災対策編」の一部とされていた「津波対策」を、「震災対策編」から切り出して「津波災害対策編」を新設した。

(2) 東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化

- ① あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波想定の実施
- ② 二つのレベルの想定とそれぞれの対策
- ③ 津波に強いまちづくり
- ④ 国民への防災知識の普及
- ⑤ 地震・津波に関する研究及び観測体制の充実
- ⑥ 津波警報等の伝達及び避難体制確保
- ⑦ 地震の揺れによる被害の軽減策

(3) 最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映

3 警察関連

- (1) 地方公共団体は、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める旨明記。
- (2) 市町村は、自動車による避難方策の検討に当たっては、都道府県警察と十分調整を図る旨明記。
- (3) 国等は、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する旨明記。
- (4) 国等は、自家発電設備等の整備、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、非常用通信手段の確保等を図る旨明記。
- (5) 市町村は、行方不明者の数について、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、都道府県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める旨明記。
- (6) 警察は、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行う旨明記。
- (7) 都道府県警察は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める旨明記。

4 今後の対応

「防災基本計画」の修正を踏まえ、「国家公安委員会・警察庁防災業務計画」の必要な修正を行う。

1 被害状況 (12月7日現在。以下同じ。)

死者：15,840人、行方不明者：3,529人、負傷者：5,951人

2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約86,700人の警察官を派遣。
- 約5,200人体制で災害警備活動を実施中。
 - ・ 自県部隊：約3,600人 (岩手、宮城、福島)
 - ・ 派遣部隊：約1,600人 (岩手約200人、宮城約600人、福島約800人)

3 これまでの特別派遣部隊の数等

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約 26,500人	約 34,200人	約 26,000人	約 86,700人
人・日(延べ)	約249,300人	約313,600人	約246,900人	約809,800人

※ 12月2日 (震災以来267日目)、派遣延べ人員が80万人を超える (阪神淡路大震災時の延べ派遣人員：約426,500人)。

4 主な災害警備活動

○ 行方不明者の搜索活動

岩手県警察では約80人、宮城県警察では約50人、福島県警察では約20人の態勢 (3県警察とも自県態勢のみ) で搜索活動を継続。

○ 福島第一原子力発電所周辺における活動

- ・ 特別派遣部隊約270人態勢で、警戒区域 (4月22日設定) 内への立入禁止措置を徹底させるための検問を継続。

※ 12月4日、2巡目となる警戒区域内への住民の一時立入りが終了、7日から2巡目の車両持ち出しを開始。

- ・ 6月2日以降、特別警備隊 (約240人) を編成し、計画的避難区域を中心に、警戒区域及び旧・緊急時避難準備区域を含む地域を活動範囲として重点パトロール等を継続。

○ 身元確認

警察官約70人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約15,100体の遺体の身元を確認 (収容された遺体の約96%)。

○ 防犯及び犯罪取締り

仮設住宅の防犯対策を推進しているほか、被災地での犯罪を抑止するため、地元県警察及び地域警察特別派遣部隊による警戒・警ら活動を実施。

さらに、被災地での犯罪取締りに迅速に対応するため、特別機動捜査派遣部隊を3県に派遣し、機動力を活かした犯罪多発地域等におけるよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を強化。